3　技能講習における講習時間及び射撃回数その他技能講習について必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（技能講習修了証明書の交付）

第二十二条　法第五条の五第二項の規定による技能講習修了証明書の交付は、技能講習において国家公安委員会規則で定めるところにより前条第二項の表の上欄に掲げる科目ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を修得したと認定された者に対して行うものとする。

（技能講習に関する事務の委託）

第二十三条　法第五条の五第四項の規定により都道府県公安委員会が行わせることができる事務は、技能講習に関する事務のうち講習の課程を修了したかどうかの判定に関する事務及び技能講習修了証明書の交付に関する事務以外のものとする。

第五条の十第一項中「講習」の下に「に関する事務」を加え、同条を第十九条とする。

第五条の九の見出しを「（講習修了証明書の交付）」に改め、同条中「第五条の三第二項の」の下に「規定による」を、「交付は、」及び「当該」の下に「講習会の」を加え、同条を第十八条とする。

第五条の八第一項中「第五条の三第一項の」を「第五条の三第一項に規定する」に改め、同条を第十七条とする。

第五条の七の見出しを「（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（指導用空気けん銃の所持が許可される射撃競技指導員に係る運動競技会等）

第十六条　法第五条の二第六項の政令で定める運動競技会は、第三条第一項各号のいずれかに掲げるものとする。

2　法第五条の二第六項の政令で定める者は、日本体育協会とする。

第五条の六中「とおり」を「もの」に改め、同条を第十四条とし、同条の前に次の三条を加える。

（猟銃の所持が許可される二十歳未満の者についての推薦）

第十一条　法第五条の二第二項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者についての推薦は、国民体育大会において猟銃を用いて行う射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当である者について行うものとする。

2　法第五条の二第二項第一号の政令で定める者は、猟銃の所持の許可を受けようとする者の住所地の所在する都道府県における日本体育協会の加盟地方団体とする。

（人の生命又は身体を害する罪等）

第十二条　法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十七条から第七十九条まで、第八十一条、第八十二条、第八十七条、第八十八条、第九十三条、第百六条（同条第三号を除く。）、第百八条、第百九条若しくは第百十条第一項に規定する罪、同法第百十一条第一項に規定する罪（同法第百九条第二項の罪を犯す行為に係るものに限る。）、同法第百十二条に規定する罪、同法第百十七条第一項に規定する罪（同法第百十条に規定する物を損壊する行為にあつては、当該物が自己の所有に係るときを除く。）、同法第百十八条第一項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）、同条第二項、第百十九条、第百二十条、第百二十四条第二項、第百二十六条、第百二十七条、第百二十八条（同法第百二十六条第一項又は第二項に係る部分に限る。）、第百四十四条から第百四十六条まで、第百八十一条、第百九十六条、第百九十九条、第二百二条から第二百五条まで、第二百十三条後段、第二百十四条から第二百十六条まで、第二百十八条、第二百十九条若しくは第二百二十一条に規定する罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項に規定する罪（生命又は身体に対する加害の目的でする行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的略取罪等」という。）、同法第二百二十七条第一項に規定する罪（加害目的略取幇助罪等を犯した者を幇助する目的でする行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的略取幇助罪等」という。）、同法第二百二十七条第三項に規定する罪（生命又は身体に対する加害の目的でする行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的被略取者引渡し罪等」という。）、同法第二百二十八条に規定する罪（加害目的略取罪等、加害目的略取幇助罪等又は加害目的被略取者引渡し罪等に係る部分に限る。次項第一号において「加害目的略取未遂罪等」という。）又は同法第二百四十条、第二百四十一条後段、第二百四十三条（同法第二百四十条に係る部分に限る。）若しくは第二百六十条後段に規定する罪

二　爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条、第二条又は第四条に規定する罪（治安を妨げ又は人の身体を害しようとする目的でする行為に係るものに限る。）

三　決闘罪に関する件（明治二十二年法律第三十四号）第二条又は第三条に規定する罪

四　暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条に規定する罪（刑法第二百八条の罪を犯す行為に係るものに限る。）、暴力行為等処罰に関する法律第一条ノ二に規定する罪又は同法第一条ノ三に規定する罪（刑法第二百八条の罪を犯した者がする行為又は人を傷害する行為に係るものに限る。）

五　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条に規定する罪（刑法第二百四十条前段の罪を犯す行為に係るものに限る。）

六　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十九条の二に規定する罪

七　航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）第二条に規定する罪

八　人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第百四十二号）第二条に規定する罪

九　火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）第二条に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）

十　人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）第四条に規定する罪

十一　細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第九条第一項に規定する罪、同条第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同条第三項に規定する罪

十二　流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和六十二年法律第百三号）第九条第一項から第三項までに規定する罪

十三　化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する罪、同条第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）若しくはこれらの罪に係る同条第三項に規定する罪又は同法第四十条に規定する罪

十四　サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）第五条に規定する罪

十五　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六十七条に規定する罪

十六　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条（同条第一項第三号に係る部分に限る。）、第四条（同法第三条第一項第三号に係る部分に限る。）又は第六条（同条第一項第一号に係る部分に限る。）に規定する罪

十七　放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）第三条に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）

十八　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第四条に規定する罪